

第2次村上市男女共同参画計画

やさしさと輝きに満ちた 笑顔のまち村上

計画骨子案

平成30年3月



村上市

Murakami City Official Website

はじめに

(市長挨拶)

----- 改 頁 -----

目次

----- 改 頁 -----

第 1 章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の趣旨
- 2 計画策定の背景
- 3 計画の性格
- 4 計画の期間
- 5 計画策定にあたって
- 6 市民意識調査の概要

----- 改 頁 -----

1 計画策定の趣旨

＜例：第1次計画より＞

男女共同参画社会とは、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を發揮することができる社会」です。

国は1999年(平成11年)に男女共同参画社会基本法を制定し、男女共同参画社会を実現するための基本理念や行政と国民それぞれが果たすべき役割を示すとともに、男女共同参画会議の設置など国内本部機構の充実・強化に努め、男女共同参画基本計画に基づく取り組みを進めてきました。

しかし、そうした努力にもかかわらず、男女共同参画社会の実現にはなお多くの障害があります。加えて、2009年(平成21年)には国連の「女子差別撤廃委員会」からも、固定的な性別役割分担意識の解消、男女の賃金格差の是正、女性に対する暴力に関する取り組みなどの課題が指摘されました。これらを踏まえて、国は2010年(平成22年)に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、取り組みを進めています。

私たちを取り巻く社会に目を向けてみると、少子高齢化の進行や経済情勢の変化、高度情報化の加速など社会情勢の著しい変化とともに人々のライフスタイルも大きく変化し、男女の多様な生き方への対応が求められる中で、男女がともに個性と能力を發揮できる男女共同参画社会の実現が必要不可欠となっています。

男女が対等なパートナーとして、お互いに認め合いながら、あらゆる分野に参画し、その個性と能力を十分に發揮できる社会をつくるための課題を解決していくことを目的として、村上市男女共同参画計画を策定します。

【計画の位置づけ】

第1次：平成24年（2012年）策定「村上市男女共同参画計画」

第2次：平成30年（2018年）策定「村上市男女共同参画計画」

2 計画策定の背景

(1) 世界的な動向

＜例えば…＞

国際連合（国連）は、昭和50年（1975年）を「国際婦人年」と定め、国際婦人年世界会議において「世界行動計画」が採択され、世界的規模で男女平等を実現するための取り組みが開始されました……………

(2) 国内や県内の動向

<例えば…>

我が国でも、国連の動きと連動しつつ男女平等にむけて様々な取り組みが推進されてきています。国連の「世界行動計画」を受け、昭和52年（1977年）に「国内行動計画」が策定されました……………

新潟県においては……………

(3) 本市の取組

<例えば…>

本市では、こうした国内外の様々な動きを背景に、平成24年（2012年）「村上市男女共同参画計画」を策定し、計画に基づいて男女共同参画に関する取り組みを推進してきました……………

3 計画の性格

<例：第1次計画より>

この計画は

1. 市と市民がともに、男女共同参画社会の実現を目指し、取り組むべき方向を明らかにし、総合的かつ効果的な施策展開を図る計画です。
2. 男女共同参画社会基本法に定めている「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」として位置付けます。
3. 行政のあらゆる分野の施策等に、男女共同参画の視点を反映させるための指標となる計画です。

4 計画の期間

<例えば…>

「第2次村上市男女共同参画計画」は、平成30年（2018年）3月から平成35年（2023年）3月末までの5年間を計画期間としており、社会情勢や経済状況、本市の状況などを踏まえながら、各施策の調整、評価などを行う中で必要に応じて計画の見直しを行います。

5 計画策定にあたって

<例えば…>

この計画は、市民意識調査に基づく市民の意見や、村上市男女共同参画計画策定委員会からの提言をもとに策定した計画です。

6 市民意識調査の概要

<例えば…>

この計画の策定にあたっての基礎資料とするため、市民の皆さまに男女共同参画に関する意識や実態についての意識調査を下記のとおり実施しました。

1 調査方法

- (1) 調査地域 村上市全域
- (2) 調査対象 村上市在住の満20歳以上の男女
- (3) 標本数 2,000 (男性xxx、女性xxx)
- (4) 標本抽出法 住民基本台帳より無作為抽出
- (5) 調査方法 郵送により調査票・返信用封筒を配布し、郵送により回収

2 調査項目

- (F) 回答者の属性
 - (1) 男女の平等感について
 - (2) 家庭・結婚生活について……………

3 調査期間

平成29年 x 月 x 日から平成29年 x 月 x 日まで

4 回収結果

- (1) 有効回収数 xxx (男性xxx、女性xxx、性別不明xx)
- (2) 有効回収率 xx. x% (男性xx. x%、女性xx. x%)

----- 改 頁 -----

第2章 計画の内容

- 1 計画の基本理念と体系
- 2 基本目標と具体的施策

改 頁

1 計画の基本理念と体系

基本理念・体系図入る

<理念例：第1次計画参考>

男女がともに認め合い、支え合う、やさしさと輝きに満ちた”笑顔のまち村上”

1 計画の基本理念と体系

基本理念・体系図入る（見開き2頁程度）

改 頁

2 基本目標と具体的施策

<以降、目標例等：第1次計画を踏襲するか要検討>

基本目標1：男女がともに認め合い、尊重し合える笑顔のまちの実現に向けた基盤づくり

<イメージ例：第1次より下記のような補足文が入る>

「女だから、男だから」「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を解消し、お互いの能力を発揮し合い、喜びと責任を分かち合えるような社会をつくる必要があります。

また、男女共同参画の意識づくりの基礎となる教育・学習環境の充実はもちろんのこと、家庭・地域・職場への広報啓発活動を積極的に行い、見直しにつなげていく必要があります。

さらに、ドメスティック・バイオレンスやセクシャル・ハラスメントなどのあらゆる暴力が重大な人権侵害であることを全ての人が認識し、根絶に向けて取り組むとともに、男女共同参画の視点に立った心身の健康づくりを推進することにより、「男女がともに認め合い、尊重し合えるまちづくり」を目指します。

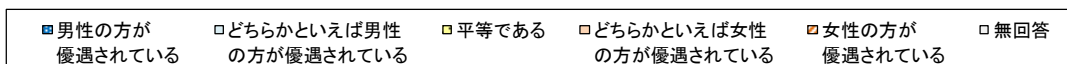
施策の方向① 男女共同参画への意識高揚

【現状と課題】

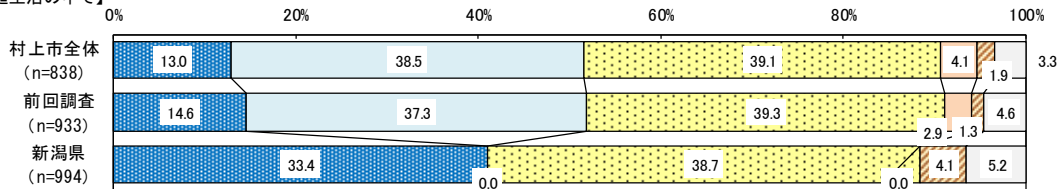
市民意識調査によると・・・・・・・・
・・・・・・・・が必要です。

----- 改 頁 -----

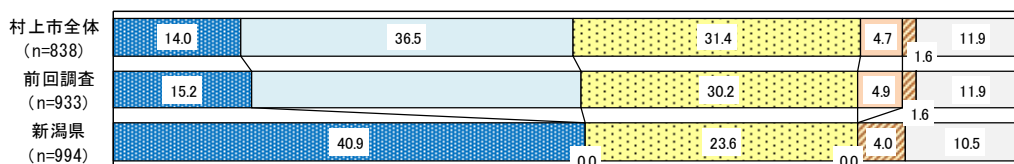
<意識調査結果図等を入れて補完>



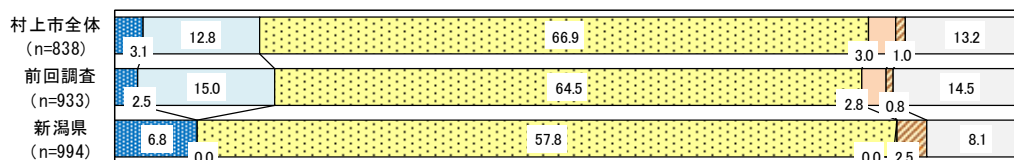
【ア】家庭生活の中で



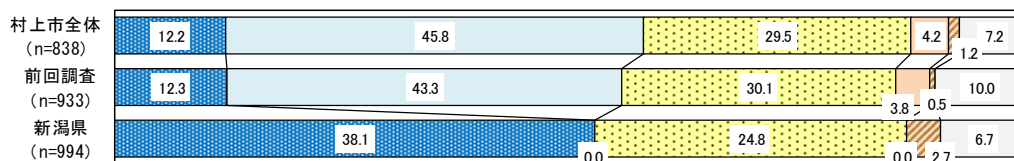
【イ】職場の中で



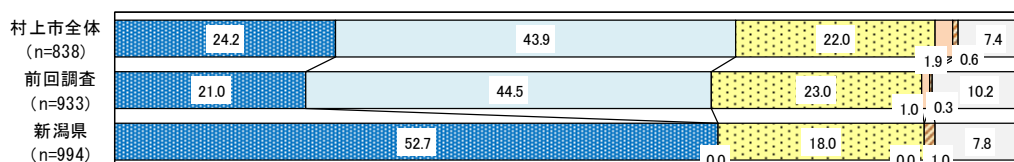
【ウ】学校教育の中で



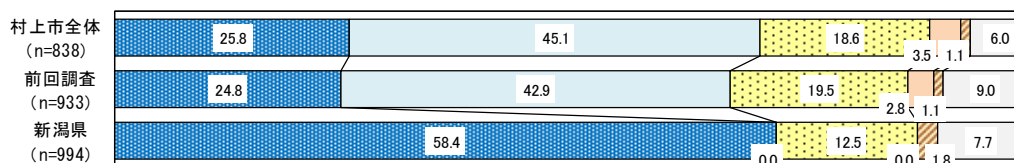
【エ】地域社会の中で



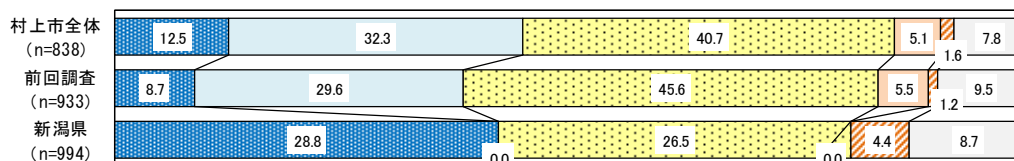
【オ】政治・経済活動の中で



【カ】慣習・しきたりで



【キ】法律や制度面で



※新潟県調査：選択肢に「どちらかといえば・・・」は設定されていない
選択肢に「わからない」を設定している

【具体的施策】

<例えば・・・>

(1) 男女共同参画に関する意識啓発の促進

- ①固定的な性別役割分担意識や慣習の解消に向けた情報提供と啓発を一層進めていきます。
- ②男女共同参画に関する学習の場や機会を充実していきます。
- ・・・他

(2) 家庭・地域・教育等の場における推進

- ①学校などにおいては性別にとらわれることなく個々の能力や個性を伸ばすことのできるよう、男女共同参画に関する教育を推進します。
- ②子どもの成長段階に応じた系統的な教育を推進します。
- ③男女共同参画に関する理解と認識を深めるため、教育関係者や指導者の研修機の充実に努めます。
- ・・・他

◆目標値

| 目 標 | 現状値 | 目標値 |
|--------|-------------------------|--------------------------|
| ・・・の割合 | x x . x % (平成29年度調査) | x x . x % (Hxx年度予定調査) |
| ・・・の数 | x x x 件 (平成29年度末) | x x x 件 (Hxx年度末) |

前記のような構成で施策の方向の数×2～4頁程度の分量を想定

----- 改 頁 -----

以下、目標や施策の方向案・・・

目標：男女がともに認め合い、尊重し合える笑顔のまちの実現に向けた基盤づくり
施策の方向：地域における推進の場の充実と利用促進

目標：男女がともに参画し、ともに活躍できる笑顔のまちの実現に向けた環境づくり
施策の方向：さまざまな場において女性が輝いて活躍できる機会創出
施策の方向：男女がともに輝いて働ける環境の整備
施策の方向：ワーク・ライフ・バランスの推進

目標：男女がともに穏やかに、安心して暮らせる笑顔のまちづくり
施策の方向：DVのないまちの実現
施策の方向：みんなが安全・安心して暮らせるまちづくり

改 頁

第3章 計画の推進

- 1 推進体制の充実
- 2 市民、事業所、関係機関などとの連携
- 3 計画の進行管理と評価

改 頁

1 推進体制の充実

＜体制図を入れるか検討・今後どのような枠組みで展開するのかを検討＞

(1) 市内推進体制

計画の推進に係る施策は、市政のあらゆる分野にわたっているため、その推進にあたっては全庁的に取り組みます。

①市内推進組織としての「村上市男女共同参画計画市内推進委員会」の充実・強化に努めます。

②男女共同参画の視点に立った施策を推進するため、職員研修を充実します。

他、村上市男女共同参画推進条例の制定に取り組む、DV対策計画に取り組む、審議会組織を立ち上げる、拠点施設を充実する・・・など

2 市民、事業所、関係機関などとの連携

市民や事業所、国や県、女性財団、NPO法人など関係機関との連携を深め、他市町村とも協力しながら計画を効果的に推進します。

3 計画の進行管理と評価

計画を実効性の高いものとして総合的に推進していくため、各施策について具体的な実施計画を策定し、各担当課から評価の報告を求め、目標値を設定した項目についてはその達成割合で推進状況を判断します。

市内推進委員会においては、進捗管理を行うとともに、計画の推進状況に対する評価を行います。

併せて、必要に応じて適時市民意識調査を実施します。

改 頁

資料編

資料として、
策定経過、委員名簿、各種法令、用語解説、年表などの掲載を検討